

## 佐賀市部活動地域展開会議設置要綱

(設置)

第 1 条 佐賀市立中学校の休日等における部活動の地域展開のあり方について協議するため、佐賀市部活動地域展開会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域展開のあり方に関する事。
- (2) その他、部活動に関して検討を要する事項に関する事。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、佐賀市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域スポーツ関係団体の役員
- (3) 文化芸術関係団体の役員
- (4) 佐賀市立中学校生徒の保護者
- (5) 佐賀市立中学校の職員
- (6) 佐賀市中学校体育連盟の役員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、部活動又は地域クラブ活動に関して知見を有する者

3 会議には、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第 5 条 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議を進行する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、佐賀市教育委員会が招集する。

2 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 会議は、公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、佐賀市教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 23 日から施行する。